○厚生労働省告示第四百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
トマト銀行健康保険組合	主たる事務所	岡山県北区中山下一丁目九番一号	岡山県北区番町二丁目三番四号	平成二十一年七月十七日
旅行業健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝大門二丁目四番地八号	東京都中央区日本橋本町三丁目八番四号	平成二十一年七月二十一日
サノヤス・ヒシノ明昌健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市北区中之島三丁目六番三十二号	大阪府大阪市北区中之島三丁目三番二十三号	平成二十一年七月二十七日
不動テトラ健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋小網町六番一号	東京都中央区日本橋小網町七番二号	平成二十一年八月一日
岡村製作所健康保険組合	主たる事務所	神奈川県横浜市西区北幸一丁目四番一号	東京都千代田区永田町二丁目十三番二号	平成二十一年十月一日
イチカワ健康保険組合	主たる事務所	東京都文京区本郷二丁目十四番十五号	千葉県柏市根戸二百番地	平成二十一年十一月一日

○厚生労働省告示第四百六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から適用する。

平成二十一年八月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

第二項に次の一号を加える。

九十四　リアルタイムＰＣＲを用いた迅速診断（単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症に係るものであって、免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら皮膚科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　皮膚科専門医であること。

(3)　当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　皮膚科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、皮膚科専門医である常勤の医師が配置されていること。

(3)　臨床検査技師が配置されていること。

(4)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(5)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(6)　当該療養について症例を実施していること。

○農林水産省告示第千二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県関市下之保字高沢四五六六の一、字門前四五八八、四五九〇から四五九二まで、四五九四から四五九八まで、字水洞四六〇〇の一から四六〇〇の四まで、四六〇四の一、四六〇四の五、上之保字田尻ノ洞二三四四五、二三四四六、二三四五五、字長場地二四七七八の一、迫間字前平八六六から八六八まで、洞戸黒谷字梅洞四一一の六、四一一の一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市付知町字伊勢戸薙一二七四、阿木字布袋野六八三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬川上字セギノ上一一二、一一五の一、小坂町赤沼田字ノクン洞一一一五から一一一九まで、一一二二、一一二三の二、小坂町大垣内字湯口一九〇一の一八、小川字小洞九九三の一、九九四、一〇〇〇の七、一〇〇〇の一一、一〇〇〇の一二、一〇〇〇の二七から一〇〇〇の二九まで、一〇〇〇の三一、一〇〇〇の四四、一〇〇〇の六四、一〇〇六、一〇〇七の一、一〇〇七の二、一〇〇八の一、萩原町上呂字門洞二四五四の二、二四五四の三、二四五九から二四六七まで、二四六八の一、二四七六、二四八五の一、二四八五の二、二四八五の九五、二八七四から二八七六まで、二八八一から二八八五まで、加茂郡七宗町神渕字沓掛一三八三五の一、一三八三六から一三八三八まで、一三八三九の一